

## 安曇野市おためし住宅設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県外から市内に移住を検討している者を対象に、一定期間、市の気候風土に触れながら生活体験できる機会を提供することにより、市への移住の促進を図るため、安曇野市おためし住宅（以下「おためし住宅」という。）を設置するとともに、運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 おためし住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称		位置
安曇野市おためし住宅	小倉南棟	安曇野市三郷小倉2185番地2
	小倉北棟	

### (資格)

第3条 おためし住宅を借り受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
ただし、安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号）第2条第3号の暴力団員又は同条第4号の暴力団員等（同居しようとする者がこれらに該当する場合を含む。）は、借り受けることができないものとする。

- (1) 現に県外に住所を有し、市等が主催するセミナー等に参加したことがある者
- (2) 現に県外に住所を有し、安曇野市空き家バンク実施要綱（平成29年安曇野市告示第125号）第7条第1項の利用者登録をした者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

### (貸付申請)

第4条 おためし住宅を借り受けようとする移住希望者（以下「借受者」という。）は、借受けを開始する日の10日前までに、安曇野市おためし住宅貸付申請書（様式第1号）に住民票の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 借受者は、申請書を提出する前に、あらかじめ、おためし住宅の貸付予約を行うものとする。  
この場合において、同一借受者の予約は同一月内1回限りとし、当該おためし住宅の貸付期間が終了し、又は貸付予約を取り消さない限り、新たな貸付予約を行うことはできない。

### (貸付けの許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、安曇野市おためし住宅貸付許可書（様式第2号）を交付する。

- 2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

### (定期建物賃貸借の契約)

第6条 前条の許可書の交付を受けた借受者は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する契約を、安曇野市おためし住宅定期賃貸借契約書（様式第3号）により市長と締結しなければならない。

- 2 市長は、前項の契約を締結しようとするときは、あらかじめ借地借家法第38条第2項の規定に

より、借受者に対し、契約の更新がなく、期間の満了によりおためし住宅の賃貸借は終了することを説明しなければならない。この場合において、同項に規定する交付する書面は、安曇野市おためし住宅定期賃貸借契約についての説明（様式第4号）とする。

- 3 借受者は、前項の説明を受けたときは、安曇野市おためし住宅定期賃貸借契約についての説明に係る確認（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（貸付期間）

第7条 おためし住宅の貸付期間は7日以内とし、前条に規定する契約書において定めるものとする。

- 2 おためし住宅の貸付開始日は、安曇野市の休日を定める条例（平成17年安曇野市条例第3号）に定める市の休日以外の開庁日であって、貸付開始日の午後3時以降午後5時までとする。
- 3 おためし住宅の貸付終了時間は、貸付期間満了日の午前10時以降午後1時までとする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。

（貸付料）

第8条 おためし住宅の貸付料は、1日あたり2,000円とする。

- 2 借受者は、前項の貸付料を契約締結日に納付しなければならない。
- 3 前項により納めた貸付料は、これを還付しない。ただし、借受者の責めに帰すことができない理由により安曇野市おためし住宅を使用することができなくなった場合、その全部又は一部を還付することができる。

（借受者の遵守事項）

第9条 借受者は、おためし住宅を使用するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）留守や就寝時に施錠するなど本物件を善良に管理すること。
- （2）鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- （3）火気の取扱に注意するとともに、冬期間にあつては、水道の凍結防止に配慮すること。
- （4）本物件及びその周りの除草や除雪を適宜行い、本物件を適正に管理するとともに、居住環境の整備をすること。
- （5）ごみは、市が回収するので、適正に管理すること。
- （6）本物件の契約期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに本物件の鍵を市長に返却すること。
- （7）その他本物件の借受に関し、市長が必要と認める事項

（制限される行為）

第10条 借受者は、本物件において次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）許可した者以外を同居させること。
- （2）物品の販売、寄付の要請、その他これに類する行為をすること。
- （3）開業すること。
- （4）興行すること。

- (5) 展示会その他これに類する催しをすること。
- (6) 文書、図書その他の印刷物を張り付ける又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (8) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 本物件の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (10) 安曇野市おためし住宅内で喫煙すること。
- (11) ペットを持ち込むこと。
- (12) その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。

(貸付許可の取消し)

第11条 市長は、借受者に第9条及び前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第5条の規定による貸付許可を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により貸付許可を取り消したときは、市長は、当該許可に基づく賃貸者契約を解除するものとする。この場合において、既に納入した貸付料は還付しないものとする。

(明渡し)

第12条 借受者は、貸付期間満了日及び前条の規定に基づき利用許可を取消された場合にあつては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、借受者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状に回復しなければならない。

- 2 借受者は、前項前段の明渡しをするときは、明渡し日を事前に市長に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項後段の規定に基づき借受者が行う原状回復の内容及び方法について借受者と協議するものとする。

(立入り)

第13条 市長は、住宅の防災、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、借受者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

- 2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 借受者は、故意又は過失により住宅、設備、備品及びその他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 借受者は、鍵を紛失した場合、市の請求に基づく鍵シリンダー等の取り替えに係る実費を弁償しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

安曇野市おためし住宅貸付申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

借受者 住 所  
氏 名 ㊟

安曇野市おためし住宅を借り受けたいので、安曇野市おためし住宅実施要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

住 宅	<input type="checkbox"/> 南棟 <input type="checkbox"/> 北棟				
区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 2回目以降（ 回目）				
貸付期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）までの 日間				
同居予定者	氏名	年齢	性別	職業	借受者との続柄
					本人
電話番号（自宅）	（自宅）		（携帯）		
メールアドレス					
安曇野市おためし住宅を借り受けたい理由					

※借受者の現住所が記載されている住民票の写しを添付してください。

安曇野市おためし住宅貸付許可書

様

安曇野市長



年 月 日付で申請のあった安曇野市おためし住宅の貸付けについて、  
安曇野市おためし住宅設置要綱第5条の規定に基づき、次のとおり貸付けを許可します。  
なお、借受けに当たっては、同要綱その他関係法令を遵守し、適正に使用してください。

記

1 貸付住宅

名 称

所 在

2 貸付期間

年 月 日 から 年 月 日 まで （ 日間）

3 貸付料

円

4 契約締結

安曇野市おためし住宅定期賃貸借契約書を締結してください。

様式第3号（第6条関係）

安曇野市おためし住宅定期賃貸借契約書

貸主 安曇野市（以下「甲」という。）及び借主 （以下「乙」という。）  
は第1条に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により借地借家法（以下「法」とう。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の物件）

第1条 甲は、甲が所有する次に掲げる住宅を乙に貸し付けるものとする。

- （1） 名 称
- （2） 住 所
- （3） 建築年
- （4） 構 造
- （5） 面 積

（契約期間）

第2条 賃貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はないものとする。

（使用目的）

第3条 乙は、本物件を専用住宅として使用し、目的外には使用しないものとする。

（貸付料）

第4条 乙は、次の住宅貸付料を前納しなければならない。

住宅貸付料 円

2 第1項の貸付料は、光熱水費（電気料、ガス代、灯油代及び上下水道料をいう。）、放送受信料、日常消耗品及び消費税を含むものとする。

（遵守事項）

第5条 乙は、本物件を使用するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 留守や就寝時に施錠するなど本物件を善良に管理すること。
- （2） 鍵を紛失したときは、速やかに甲にその旨を報告すること。
- （3） 火気の取扱に注意するとともに、冬期間にあつては、水道の凍結防止に配慮すること。
- （4） 本物件及びその周りの除草や除雪を適宜行い、本物件を適正に管理するとともに、

住環境の整備をすること。

(5) ごみは、決められたルールに従うこと。

(6) 本物件の契約期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに本物件の鍵を市長に返却すること。

(7) その他、本物件の使用に関し、市長が必要と認める事項  
(制限される行為)

第6条 乙は、本物件において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可した者以外を同居させること。

(2) 物品の販売、寄付の要請、その他これに類する行為をすること。

(3) 開業すること。

(4) 興行すること。

(5) 展示会、その他これに類する催しをすること。

(6) 文書、図書、その他の印刷物を張り付ける又は配布すること。

(7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

(8) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(9) 本物件の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

(10) 安曇野市おためし住宅内で喫煙すること。

(11) ペットを持ち込むこと。

(12) その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、故意又は過失により本物件及び設備又は備品を破損、汚損及び滅失したときは、直ちに甲に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、鍵を紛失した場合、市の請求に基づく鍵シリンダー等の取り替えに係る実費を弁償しなければならない。

(修繕)

第9条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知し

なければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

(事故免責)

第10条 本物件が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、本物件内又は本物件周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

(明渡し)

第11条 乙は、本契約が終了又は前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第12条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても本物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

(協議)

第13条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する長野地方裁判所松本支部をもって管轄裁判所とする。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について定期賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日



貸主(甲) 住所

氏名

印

借主(乙) 住所

氏名

印

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

安曇野市おためし住宅定期賃貸借契約についての説明

貸主(甲) 住所

氏名

印

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項の規定に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間満了により賃貸借は終了するので、期間満了の日までに、下記住宅を明け渡してください。

記

1 住宅の名称及び所在地

2 契約期間

年 月 日 から 年 月 日 まで ( 日間)

安曇野市おためし住宅定期賃貸借契約についての説明に係る確認

借主（乙）住 所  
氏 名

⑩

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項の規定に基づき、次のとおり説明を受けました。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間満了により賃貸借は終了するので、期間満了の日までに、下記住宅を明け渡してください。

記

1 住宅の名称及び所在地

2 契約期間

年 月 日 から 年 月 日 まで （ 日間）